

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月11日 17時15分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部空港南方沖 亀ヶ瀬灯標から真方位083° 530m付近 (概位 北緯33° 54.9′ 東経131° 17.5′)
事故の概要	漁船八幡丸は、東進中、また、プレジャーボート海恵Ⅱは、釣りをしながら錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年9月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 八幡丸、4.6トン YG3-52079（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 海恵Ⅱ、5トン未満（長さ6.26m） 290-54394山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 球状船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口、船外機カバーに割損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5～1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが、操舵室後方に立ち、僚船との無線通信をしながら、自動操舵により東進していたところ、右舷船首方に停泊中の小型船を認め、同船を近い距離で通過する状況となるので、同船に視線を向けて通過した後、前方に向き直ったところ、船首方間近にB船の船尾を認め、主機のクラッチを後進に入れた数秒後に軽い衝撃を感じた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、主機を停止し、船首を東方に向けた状態で釣りをしながら錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を認めたが、A船がB船を避けるものと思っていたところ、A船が針路を変えずに接近することに不安を感じ、A船に対して両手を振りながら大声を出したものの、A船とB船とが衝突した。
分析	A船は、船長Aが、停泊中の小型船と近い距離で通過することに注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが、停泊中の小型船と近い距離で通過することに注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、前路で

	錨泊中のB船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
--	------------------------------